

アスリート等キャリア支援バンク規約

(目的)

第1条 この規約は、高知県で競技活動（指導を含む）を継続しながら就職を希望する方をアスリート等キャリア支援バンクに登録し、高知県がマッチングに関する様々なサポートを行うため、必要な事項を定めるものです。

(アスリート等キャリア支援バンク登録者)

第2条 アスリート等キャリア支援バンク登録者（以下「登録者」という。）とは、第6条に規定する個人情報の取扱いを承認したうえで、別記第1号様式に定める「エントリーシート（アスリート等キャリア支援バンク登録用紙）」（以下「登録用紙」という。）に必要事項を記載し、高知県スポーツ課（以下「スポーツ課」という。）に申込みを行った後、登録した者をいいます。

(申込み及び登録の手続き)

第3条 申込みの方法は、高知県アスリート等キャリア支援無料職業紹介所窓口（以下「窓口」という。）、又はウェブサイトから登録用紙を取得し、記入又は入力の上、ご本人による持参、郵送にてお申込みください。

2 スポーツ課は前項の手続きにより申込みを確認した場合、登録用紙の不備等を確認し、問題がなければ速やかに登録し、登録者が希望する方法で登録が完了した旨の連絡を行います。

(バンク登録者へのサポート内容)

第4条 登録者は、定期的に窓口から高知県での就職に関する情報提供などのサポートを受けることができます。

(登録の削除)

第5条 以下の事項に該当する場合、登録を削除します。

- (1) 登録者自ら申し出た場合
- (2) 登録者が高知県内で就職した場合
- (3) 本規約の効力が喪失した場合
- (4) その他登録者として不適格とスポーツ課が認めた場合

2 スポーツ課は前項により登録の削除を行った場合、速やかに登録者の情報を抹消します。

(個人情報の取扱い)

第6条 登録者の個人情報は以下のとおり取扱います。

- (1) 登録者の個人情報は、マッチングに向けたサポートや情報提供の目的のみに使用します。
- (2) 登録者の個人情報は、登録者の承諾なく第三者に提供しません。
ただし、市町村等の関係機関及び守秘義務を負う配送業者、印刷業者の業務委託先に提供する場合があります。

(委任)

第7条 この規約に定めるものの他、必要な事項は別に定めます。

附 則

この規約は、令和6年10月24日から施行する。